## マンションの悪質な勧誘販売にご注意!

まるで友達や知り合いであるかのように家に電話をかけてきて、電話に出て話を聞いてみると「マンションの勧誘販売」であったという経験はありませんか?

全国の消費生活センターには、マンションの悪質な勧誘販売に関する相談が非常に多く寄せられ、年々増加しています。

- 家庭や職場への電話による勧誘で投資用マンションの購入を強く迫られ、断ると脅された
- 考える暇を与えずに即決を迫る強引な勧誘をされた
- 長時間に渡る執拗な勧誘をされた
- 深夜の勧誘や待ち伏せをされた
- 販売目的を告げずに電話してきた
- 「同級生を名乗って」電話をかけるなど業者名・販売員名を隠して勧誘してきた。

など、問題点の多い勧誘の実態が報告されています。



いらない時は キッパリ断り ましょう!

## 消費者へのアドバイス

- 業者から勧められても、買う気がなければ毅然と断る。断った際に怒鳴られても、買う気が なければ決して応じないこと。
- 〇 非常に悪質な勧誘を受けた際、業者名・連絡先がわかる場合は、各都道府県の宅建業法の所管課、国土交通省もしくは国土交通省の地方整備局などの行政の担当課に申し出ること。
- 契約してしまった場合、早めに最寄りの消費生活センターに相談すること。

(南丹市の相談窓口: 商工観光課 TEL 0771-68-0050 および各支所産業建設課)

○ 暴力を振るわれたり、脅された場合は警察へ申し出ること。